

仕様書（企画提案用）

I 事業の件名

地域の観光資源を活用したプロモーション事業

「ナイトタイム・モーニングタイム観光振興推進事業～動画制作及び広告配信事業～」

【対象国及び地域とターゲット層】

中国、台湾、米国、英国及び豪州のFIT層

【連携先】

神奈川県、大田区、小田急電鉄株式会社、京浜急行電鉄株式会社、東急株式会社、
横浜高速鉄道株式会社

【協力自治体】

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市をはじめとした神奈川県内の市町村

II 事業の概要

企画提案にあたっては、次の2（1）、（2）、（3）に掲げる業務の内容を踏まえ、具体的な方針・提案を行うこと。また、観光庁、JNTO 発表の市場別プロモーション方針及び関東運輸局ブロック方針に沿った提案を行うこと。なお、コロナ禍の安全・安心に関する掲載については、下記動画 URL の内容に沿った提案を行うこと。

（観光庁 web サイト URL：http://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000054.html）

（関東運輸局 web サイト URL：<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000172066.pdf>）

（JNTO 動画 URL：<https://youtube.com/watch?v=G1HyDxchI8g&feature=share>）

1 事業の目的

関東運輸局（以下「当局」という。）では、上記連携先とともに、with/after コロナを見据え、外国人観光客の誘致をより効果的に行うために、外国人観光客のニーズが高いナイトタイム・モーニングタイム観光振興を推進していくことにより、周遊や宿泊を促して滞在時間を伸ばし、観光消費額の拡大や地域の経済活性化を図る。具体的には、神奈川県、大田区（以下、「連携先自治体」という。）におけるナイトタイム・モーニングタイムのコンテンツを含むプロモーション動画を制作して、I に記載の対象国及び地域のターゲット層に対して広く PR するためウェブサイトへ掲載し、併せてオンライン広告を行い、連携先自治体及び協力自治体の地域の魅力を発信する。

2 事業内容

（1）プロモーション動画の制作【事業規模：960万円程度】

① 動画の企画及び立案

ア 動画の構成は、連携先自治体及び協力自治体の地域の魅力を伝えることを目的とし、ナイトタイム・モーニングタイムのコンテンツを含むものを主体としたモデルコースの紹介とすること。

イ 動画の内容には、夕景や朝焼け、宿泊施設、アクティビティ等、ナイトタイム・モーニングタイムコンテンツを含む内容とすること。

ウ 動画の内容に合致するタイトルをつけること。

エ 制作した動画は使用期限及び使用範囲（用途）等の条件が生じないものとする。

② 動画制作

ア 動画は総合版とエリア版を制作すること。総合版は、連携する鉄道会社沿線の神奈川県内の観光地をメインに羽田空港からの動線を含む内容とすること。エリア版は、連携先の内、神奈川県を除く連携先毎の構成とし、各鉄道会社分については各鉄道会社線の鉄道利用を含んだ内容とすること。なお、エリア版において制作する横型動画及び縦型動画の内、横浜高速鉄道株式会社分については、縦型動画のみの制作とすること。

イ 動画は横型動画及びスマートフォン等での閲覧を意識した縦型動画を制作すること。また、画質は、解像度 1920×1080 ピクセルのフルハイビジョン画質以上とすること。

なお、縦型動画は、縦横の違いを活かした動画構成とすること。

ウ タイトル、テロップ等に使用する言語は英語、繁体字、簡体字の3言語とすること。

エ 動画の再生時間と数量

(ア) 総合版	横型動画	3分程度	1種×3言語	合計	3動画
	縦型動画	1分程度	1種×3言語	合計	3動画
(イ) エリア版	横型動画	1分程度	4種×3言語	合計	12動画
	縦型動画	30秒程度	5種×3言語	合計	15動画

オ 施設等に対する撮影許可、行政機関等に対する道路使用許可等の必要な手続きについては、受注者が適切に行うこと。

カ 撮影時は撮影先の指示に従うとともに、プライバシー権や肖像権、著作権等、その他権利を侵害しないよう配慮し、必要な場合は、権利者に対して利用許諾を得ること。

キ 動画の構成は連携先のエリアに偏りがないよう制作すること。

なお、撮影先や動画の構成等については、事業受注後、当局及び連携先と調整の上、決定すること。

ク イラスト、BGMを使用する場合は、動画の構成にあったものを使用すること。また、モデル等を使用する場合は、マスク着用の徹底等の新型コロナウイルス感染症感染防止対策に配慮した映像内容とすること。なお、使用する場合は、動画の使用期限及び使用範囲（範囲）の条件が生じないように適切に権利処理をするものとする。

ケ イベント、季節性のあるコンテンツを盛り込む場合で、撮影が不可能な施設等がある場合は、受注者等が、保有する素材や静止画などを使用することができる。ただし、使用する場合の使用割合は動画再生時間の2割程度までとすること。

コ 校正は、当局及び各連携先に行うこと。また、校正は、2回以上行うことができるスケジュールを組むこと。また、必要に応じて取材先の確認を受注者の責任において行うこと。

サ 動画に使用する言語については、ネイティブチェックを行うこと。

シ 「Japan. Endless Discovery.」及び「TOKYO & AROUND TOKYO」のロゴ、キャッチフレーズ等を掲載すること。ロゴのデータは、当局が事業実施時に Adobe Illustrator ファイルで提供する。

③ 提案事項

ア ナイトタイム・モーニングタイムのコンテンツを含むものを主体とするモデルコースを総合版及びエリア版について、縦型動画、横型動画それぞれで提案すること。

イ 動画のタイトル、構成、撮影方法、撮影に係るスケジュールを提案すること。また、モデル、イラスト、BGM等を使用する場合は、その内容等について、その詳細を盛り込むこと。

ウ 上記に加えて事業目的を達成するためより効果的な企画があれば提案すること。

(2) ウェブサイト記事の作成と掲載【事業規模：100万円程度】

記事を作成しウェブサイトに掲載すること。

なお、記事には、(1)で制作した動画を掲載すること。

① 記事の作成について

- ア 2(1)で制作した動画の内容に沿ったナイトタイム・モーニングタイムの魅力を紹介する記事を英語、繁体字、簡体字でそれぞれ1記事ずつ作成すること。
- イ 掲載開始は10月以降で可能な限り早い時期とすること。詳細については、受注者決定後、当局及び連携先と調整の上、決定すること。
- ウ 記事の作成にあたっては、受注者が日本語記事を作成し、当局及び連携先が確認後、英語圏(米国、英国及び豪州のいずれかに限る。)及び中国語圏出身の外国人ライターが、英語、繁体字、簡体字にそれぞれ記事を翻訳し、翻訳後に当局及び連携先の確認を受けること。
- エ 作成原稿(記事、地図、イラスト、写真等)の校正は、当局、連携先において2回以上行うことができるスケジュールを組むこと。また、必要に応じて取材先の確認を受注者の責任において行うこと。
- オ 記事は連携先自治体及び協力自治体の地域に偏りがないよう作成すること。
なお、記事に掲載する内容等は、事業受注後、当局及び連携先と調整の上、決定すること。
- カ 「Japan. Endless Discovery.」及び「TOKYO & AROUND TOKYO」のロゴ、キャッチフレーズ等に掲載すること。ロゴのデータは、当局が事業実施時にAdobe Illustrator ファイルで提供する。
- キ 記事掲載にあたっては、ステルスマーケティング対策を行うこと。
- ク 記事の文字数は日本語基準で2000字程度、また、写真の枚数は1記事あたり10枚程度とする。また、写真の画質は、1枚当たり750×500ピクセル以上とする。

② ウェブサイトへの記載等について

- ①で作成した記事は、当局及び連携先の確認を受けた後、10月以降可能な限り早い時期に言語別に英語、繁体字及び簡体字の日本の観光情報等を発信するウェブサイトへ掲載すること。
なお、掲載期間は、令和4年2月28日(月)迄とする。
また、記事を掲載するウェブサイトは、直近1年以内の平均総月間PV数が300万PV以上とすること。ただし、対象市場別のウェブサイトの平均月間PV数を合計した数値が300万PV以上でも可能とする。その際には、ウェブサイト毎の平均月間PV数の内訳を示すこと。

③ アクセス解析について

- アクセス解析を行い、目標としている項目毎にその実績値を把握し、当該データを集計及び分析の上、その結果を実施月ごとに集計し、当局及び連携先に月1回報告すること。アクセス解析項目の詳細については、受注者決定後、当局及び連携先と調整の上、決定すること。

④ 提案事項

- ア 記事の内容及び記事作成のスケジュールについて提案すること。また、記事を掲載するウェブサイトとその選定理由を明示すること。
- イ 原稿の作成は、旅行等のテーマで実績のある人物であること。また、訴求効果の高い記事の作成が可能な人物を選定し、提案すること。また、翻訳を行う英語圏及び中国語圏の外国人ライターを提案すること。
- ウ 目標値を提示すること。なお、ウェブサイトに掲載する記事に対するユニークユーザー数は、9万UU、PV数は、12万PVをそれぞれ最低ラインとし、記事に掲載した2(1)で制作したプロモーション動画の映像再生回数は、3,000回を最低ラインとする。また、各々の目標値を達成するため、効果的な手法を提案し、理由と共に企画提案書に記載すること。
- エ 上記に加えて、事業目的を達成するため、より効果を上げる企画があれば併せて提案すること。

(3) オンライン広告事業【事業規模：300万円程度】

上記2の(2)で掲載した記事の閲覧数を増やすために、対象国及び地域のターゲット層に届くようなオンライン広告を実施すること。

① 広告配信について

- ア ターゲットはIで記載する対象国及び地域のFIT層とすること。
- イ 目標値の地域別の配信割合は、中国、台湾で6割程度、米国、英国、豪州で4割程度とすること。また、アクセス解析を行い、目標値のデータを把握し、当該データを集計及び分析の上、その結果を実施月ごとに集計し、当局及び連携先に月1回報告すること。アクセス解析項目の詳細については、受注者決定後、当局及び連携先と調整の上、決定すること。
- ウ 上記(2)④ウの目標値を達成するため、効果的に広告を配信すること。広告配信を行うメディアは、対象国及び地域の状況を踏まえたFacebook等のSNSやGoogle等の主要媒体、中国においては、Baidu、Weibo等有効な各種広告媒体を活用すること。
- エ 広告配信は、ウェブへの掲載後、可能な限り早い時期に行うこと。広告配信期間は令和4年2月28日(月)迄とすること。

② 提案事項

- ア 広告配信を行うメディアを提案すること。また、その名称、回数等の具体的な配信方法、選定理由等可能な限り客観的データを用いて記載すること。
- イ 目標値を提案すること。なお、目標値は、インプレッション数は、300万回、クリック数は、24,000回以上をそれぞれ最低ラインとする。また、目標値を達成するための効果的な手段及びその理由も併せて企画提案書に記載すること。
- ウ プロモーションによる対象国及び地域の傾向や記事及び動画への関心度、流入経路や属性等を分析し、今後のデジタルプロモーションの参考となるような数値としての報告方法を提案すること。
- エ 上記に加え、事業目的を達成するため、より効果的な企画があれば提案をすること。

3 その他留意事項

- (1) 各事業において、運営、管理、庶務業務を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラや画面の保存等を用いて記録を行うこと。
- (3) 本事業の業務遂行に必要な役割を果たす優れた経験及び能力を有する予定担当者を、明確にし、常態的に当局及び連携先との連絡調整等を密に行えるものであること。
- (4) 本事業は、当局及び連携先と十分に協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容及び作業に疑義が生じた時には、その都度当局及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上、対応するものとする。
- (5) 当局及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告(報告書の作成含む)を求められるものとする。
- (6) 本業務により得られた全著作物(第三者があらかじめ著作権を保有している図画及び写真等を除く)について、当局及び連携先は受注者及び掲載施設等の許可なく無償で使用及び加工ができるものとする。
- (7) 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本作品の制作に関与した者について、著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (8) 本業務に使用する映像、イラスト、画像、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用

権料等の負担と責任は、すべて受注者が負うこと。

- (9) 上記(6)～(8)の規定は、本業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任を負うこと。
- (10) 成果物が契約に適合しない場合は、受注者において修正等の必要な措置を講じること。
- (11) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (12) EU一般データ保護規則（GDPR）対象地域で実施する事業については、同規則を遵守して業務を行うこと。
- (13) 本事業の実施にあたっては、情報管理体制を確保し、別添「説明書」の情報管理者及び情報管理体制図の作成の記載を確認の上、必要な手続きを行うこと。
- (14) 緊急時の連絡体制を構築し、必要に応じて関係者と情報を共有すること。
- (15) 本業務実施にあたって、業界別に策定されている新型コロナウイルス対策ガイドラインを遵守すること。
- (16) 緊急事態措置を実施すべき地域及びまん延防止等重点措置を実施すべき地域においては、各種会議、打ち合わせ等は、極力Web会議システムを活用し、対面で行うものは真に必要なものに限定するとともに、実施する場合も最低限の人数・時間で行うよう配慮すること。

Ⅲ 効果測定及び成果物

1 効果測定の実施

- (1) 映像の再生回数、オンライン広告で得られた実績を集計し、分析すること。
- (2) 事業実施後における効果測定及び今後の課題分析を行うこと。
(事業実施後における掲載記事からの広告費用換算額算定、オンラインやプロモーション記事に対する反応等の測定も含む。)

2 事業の進捗管理、目標及び成果については、所定のシステムに入力し、管理することがある。詳細については、受注決定後に当局が必要に応じて別途指示するので、対応すること。

3 実施事業におけるデータ等の還元について、別途公表している「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」及び各種データ還元提出フォーマットに従って、それぞれの業務毎に当局の指示する形式にてデータ納品すること。

(http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/kankou/kankou/gaikokujin_zoudai.html)

4 成果物の作成

(1) 提出物

- ① 本事業実施報告書、効果測定書の電子データ（報告書等を記録した電子媒体）及び事業の概要を簡潔にまとめたA4判カラー1枚を作成した電子データ
当局1部 小田急電鉄株式会社及び京浜急行電鉄株式会社を除く連携先各1部 合計5部
(電子媒体は、CD又はDVDとし、Microsoft Word 2013、Microsoft Excel 2013、Microsoft PowerPoint 2013において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。)
※小田急電鉄株式会社及び京浜急行電鉄株式会社は、各社の指定する方法により提出すること。
- ② 本事業報告書及び効果測定書
(A4判カラー冊子(実施報告書80頁程度、効果測定書50頁程度)、報告書の用紙等はグリーン購入法の判断の基準等に基づき環境負荷の低減に配慮すること。)
当局0部 小田急電鉄株式会社を除く連携先各1部 合計5部
- ③ Ⅲの3に記載されたデータ還元に関わるデータにて指定するデータ一式

- ア IIの2(1)の動画制作は、動画
- イ IIの2(3)のオンライン広告配信は、写真(画像)とする。
- ④ 次のとおり成果物を提出すること。
 - ア IIの2(1)で制作した成果物(映像)の電子データ
(データ形式については、mp4形式とする。)
 - イ IIの2(2)①で制作した確定した記事及び内容を翻訳した記事の電子データ
(電子データについては、Microsoft Word 2013において編集可能なデータとすること。)
- (2) 提出期限
 - ① 本事業実施報告書及び効果測定書…令和4年3月18日(金)
 - ② 本事業実施報告書及び効果測定書電子データ…令和4年3月18日(金)
 - ③ データ還元に関わるデータ…令和4年3月18日(金)
 - ④ 成果物…完成次第速やかに
- (3) 提出先
神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局観光部国際観光課及び各連携先が指定する方法により郵送又は持参